

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び京都府環境を  
守り育てる条例施行規則改正に係る主なスケジュール

平成26年

2月5日 環境審議会環境管理部会において中間案の審議

7月上旬～  
(1ヶ月程度) 中間案に対するパブリックコメント実施

7月下旬 環境審議会環境管理部会において答申案の審議

9月 知事決裁後、9月議会へ上程、議決を経て成立

秋頃 水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例の一部を改正する  
条例及び京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する  
規則を公布、施行